

第8回

東京都死因究明推進協議会

会議録

平成29年10月17日

東京都福祉保健局

(午後 2時02分 開会)

○西塚医療安全課長 定刻となりましたので、第8回の東京都死因究明推進協議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

事務局を務めます、医療安全課長の西塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。また、議事に入るまでの間、司会を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。次第の次に、資料1、東京都死因究明推進協議会委員名簿。資料2、東京都死因究明推進協議会設置要綱。そして資料3としまして、多摩地域の登録検案医確保及び検案業務サポート事業について。資料4、多摩地域における専門性の高い医師による検案体制の拡充について。資料5、司法解剖・新法解剖の死因統計データへの反映について。そして、本日は参考資料をつけておりまして、参考資料1「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針」。最後に、束になっておりますが、27年10月に策定しました、参考資料2として「死因究明のあり方報告書」を添付してございます。資料等に不足がありましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

次に、委員のご紹介並びに出欠状況のご報告です。平成29年5月で、前期の任期満了に伴いまして、初めての協議会となっております。ご出席の皆様のご紹介を、この際、させていただきます。

秋津療育園名誉園長、村田委員でございます。

○村田委員 村田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○西塚医療安全課長 公益社団法人東京都医師会副会長、角田委員でございます。

○角田委員 角田でございます。よろしくお願いいたします。

○西塚医療安全課長 同じく東京都医師会地域医療担当理事、森久保委員でございます。

○森久保委員 森久保でございます。よろしくお願いいたします。

○西塚医療安全課長 杏林大学医学部法医学教室教授、北村委員でございます。

○北村委員 北村でございます。よろしくお願いいたします。

○西塚医療安全課長 東京慈恵会医科大学法医学講座教授、岩楯委員でございます。

○岩楯委員 岩楯です。よろしくお願いいたします。

○西塚医療安全課長 東京大学大学院法医学教室教授、岩瀬委員でございますが、本日はご欠席のご連絡をいただいております。

東京都監察医務院院長、福永委員でございます。

○福永委員 福永でございます。よろしくお願いいたします。

○西塚医療安全課長 警視庁刑事部理事官、金子委員でございます。

○金子委員 金子でございます。よろしくお願いいたします。

○西塚医療安全課長 なお、今回の任期でございますが、平成31年10月16日までと

なっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、この会議の公開に関しまして、事前に皆様にご説明申し上げます。先ほどお配りしております資料2の設置要綱をごらんください。

設置要綱第8にありますとおり、この会議及び会議に関する資料、会議録等は、これまでどおり原則公開となっております。また、お配りした会議資料と議事録などにつきましては、東京都福祉保健局のホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。会議終了後、議事録公開前に、委員の皆様にご確認もご依頼させていただきますので、このことへのご協力についてもよろしくお願いいたします。

また、本日は、内閣府死因究明等施策推進室の須田参事官、藤井主査、厚生労働省医政局医事課の江崎主査がご視察でお見えになっておりますので、あらかじめご了承ください。

また、本日はNHKの取材も入っておりますので、あらかじめご了承ください。

さて、議事に入ります前に、当協議会の座長について、設置要綱第6の規定に基づきまして福祉保健局長が指名することとなっておりますが、もしご異議ございませんでしたら、前回まで、この協議会の座長を務めていただきました村田委員を、引き続き本協議会の座長として指名させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○西塚医療安全課長 ありがとうございます。

それでは、村田座長に、引き続き議事につきまして進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○村田座長 ただいま、改めて座長をとということで、申しつけをいただきました。今まで、委員の方々、事務局の方々、いろいろご協力をいただいて、協議会の運営、スムーズにやってこれたかなと思いますが、今後も、また皆様方のご協力を得ながら会を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のないご意見等を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。きょうの次第というところに、議事1、2、3、4と書いてございます。先ほど資料の説明がありましたので一々申し上げませんが、1、2、3が本日のメインの議事となっております。

それでは、資料3に基づきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西塚医療安全課長 それでは、ただいま議題に上がりました、1、多摩地域の登録検案医確保及び検案業務サポート事業につきまして、資料3と参考資料2を使って説明させていただきます。

それでは、本日は初めての委員もおられますので、報告書で既に述べておりますが、多摩地域の検案体制の課題と当面の取り組みについて確認をしたいと思います。

恐れ入ります、参考資料2の報告書の16ページをお開きください。

16ページは、その前のページから、今後の多摩地域の検案医確保困難地域における検案・解剖体制についての記述があるところがございます。本協議会において検討している内容をまとめたところがございます。

二つ、検案体制の課題について上げております。この16ページの2行目の(1)検案医の専門性の確保でございます。従前、多摩・島しょ地域の検案医の登録について、特別な資格要件はなかったところがございますが、検案医の専門性を確保するためには、幾つかの研修を受講するなど、求められる要件を日本医師会の基礎研修と、また、より上位の研修の受講が必要というふうにしておりまして、今後は都の独自要件として運用していく旨、報告書で述べたところがございます。今後、新規の登録時の具体的な基準やルール、開始時期について詰めさせていただきたいと思っております。

二つ目でございますが、18ページでございます。

18ページの1行目、(2)登録検案医確保困難地域の解消でございます。こちらは、その同じページの①にあるように、当面の検案体制につきましては、現在不在となっている、こちらでは日野市、府中市、稲城市を上げておりますが、このうち、日野市は28年から慈恵医大さんの巡回検案が始まったところがございますが、このほかの府中市、稲城市について、大学の巡回検案の拡大によって解消するという報告書になってございます。この具体化について、本日、ご議論いただければと思っております。

それでは、恐れ入ります、資料3に戻っていただきまして、検案医確保及び検案業務サポート研修事業についてご説明いたします。

まず1番、事業概要でございます。

昨年度開始した新規事業でございますが、丸にしてある二つの事業でございます。一つ目が、医学生向けの新たな検案医確保のためのセミナー、二つ目が検案医向けの検案業務サポート研修でございます。

飛んで右側、3番目で、実施状況をご説明いたします。

事業の一つ目の、新たな検案医確保のためのセミナーをごらんください。

昨年度、平成28年度につきましては、今年の3月18日土曜日に、監察医務院の研修室をお借りして、北は岩手、南は沖縄まで、全国の医学生、また一部臨床医の方、合計30人に参加をいただいております。基調講演は、東京都における死因究明の現状。引き続き、都内六大学法医学教室から活動状況をプレゼンしていただきました。その後、意見交換を経まして、監察医務院の施設見学を行いました。参加者のうち、回答のあった9割から、法医を志望したいという回答もいただいております。今年度も、来年3月17日の土曜日に、同じく監察医務院で開催する予定でございます。

二つ目、検案業務サポート研修でございます。

昨年度でございますが、10月、12月、2月の3回、開催したところがございます。今年度、平成29年度は、既に6月と10月、終了しておりまして、今年度は1回増

やして11月、2月の合計4回開催することとしております。本年10月は、慈恵医大さんに企画をお願いし、幅広く医師会に対して法医学の概論、臨床医の強みを生かした検案活動についてご講演をいただいたところでございます。この10月の研修には15人が参加をして、うち登録検案医が6人、参加いただきました。また、今回、初級編ということで、検案の経験のない医師も多く参加しており、多摩の検案とは別の特別区の医師会員も4人参加いただきました。なお、本研修の参加者2名から、既に実際に登録する際の手続等について問い合わせをいただいているところでございます。

そして、11月のサポート研修でございますが、杏林大学のご厚意で、このテーマは2020年に向け大規模災害やテロに強い都市づくりが求められているところ、大規模災害のときの検案活動について、検案医向けのご講演をいただくこととなっております。

最後に4番目の今後でございますが、医学生向け法医学セミナーでは、法医を希望すると回答した人が多く参加しており、検案医確保に効果が期待されます。メーリングリストなども作成しておりますので、引き続き勧誘を続けてまいります。

また、検案業務サポート研修では、検案制度の向上に一定の効果が期待でき、また、大規模災害やテロ対策など、幅広く取り扱うには長い年月が、まだかかるということで、引き続きの事業継続について検討していかなければいけないと考えております。

最後に、検案医の要件でございますが、登録検案医には、今後も当面の間、多摩の検案をお願いしたいと思っておりますが、報告書で述べているとおり、要件について具体化をして、今後ルール化していかなければなりませんので、これにつきましてもご意見を賜ればと思います。

説明は以上でございます。

○村田座長 ありがとうございます。

ただいま、多摩地域の登録検案医確保及び検案業務サポート事業ということで、新しい事業などが始まっております。大学の先生方、医師会の先生方にも、いろいろご協力いただいて、非常に、良い結果が得られているかなという感じがいたしますが、その辺の、また詳細についても、いろいろ皆さん方からご意見、ご質問があれば伺ってまいりたいと思っておりますので、いかがでございますか。特にセミナーを担当された大学の委員の方から、セミナーをやったことで何か得られたことがありますか。大学側として、学生さんにこういう面があるのかというような、そういったことがあるといいかと思っておりますが、いかがでございますか。

じゃあ、北村委員、どうぞ。

○北村委員 杏林大学の北村でございます。

東京都さんのほうからもご提案がありまして、東京都医師会のご協力、そして会場である東京都監察医務院のご支援を賜りまして、今年の3月18日に実施いたしまして、

学生さん、対象は医学部の学生、大学院生、そして研修医の方を対象にいたしました。大体、当初の予定は何とか二桁、十数名、二十名ぐらいということであればいいかなと思ったんですけども、50名ほど、結局参加いただきまして、当然、東京都内の、関東近郊の学生さんが主体だったんですけども、中には、先ほどのとおり東北から、一番南方は琉球大学の学生さんも、九州などお見えになりまして、こちらの、東京都内でご賛同いただいた各大学の先生から、現状を含めてアピールをしていただきました。その後、東京都監察医務院を見学していただきまして、そしてその後に、それと並行して各大学のスタッフと意見交換会をしていただきました。大変、学生さんも触発されたといいますか、そういう、なかなか機会がなかったということで、いい手応えがあったのではないかと考えております。また、今年度、来年の3月に予定してまますけど、また今度は少し、また、若干、方向性といいますか、特に若手の、今法医をやっている先生方との、どうして法医を選んだかと、結構そういう質問というのは、私たちにもよく聞かれる、どうして先生、法医に行っただかということをよく質問を受けますので、その法医学に入った動機であったり、どういうことをやっているか、あるいはやっていて楽しいことであったり、逆に問題点もあるかもしれませんので、そういう忌憚のない意見を若い人におっしゃっていただいて、そういった上で、できれば法医学、死因究明のほうにやっていただきたいという気持ちでおりますけど、まだ準備が、日程もちょっとまだ調整中のごさいますので、これから東京都の方、医師会の方と、皆様と詰めていきたいと思っております。また、今回も、なるべく実りが、前回以上に実りがあるセミナーにできればというふうに考えております。

以上です。

○村田座長 どうもありがとうございました。

初めての試みですかね、これは。主催者あるいは担当された大学の先生方も、ちょっと期待より大勢の方々がお見えになったということで、こんなに関心があるのかなという。これはどういうPRといいますか、募集をしたんですか、このセミナーを開くに当たっては。

○北村委員 一応、医師会の方を通じて、対象が学生さんでありますので、なかなか学生さん一人一人に、こういうのを行き渡し、そういうシステムが、ちょっとないものから、ちょっと私のほうから法医学会のメーリングリストを通じて、各教員の方に、こういうことをやりますので、よろしければ学生さん、先生たちの学生さんに周知してくださいという形でお伝えしたり、関東の方は、当然スタッフの方が直接言っているんですけども、そういう形でやりました。やはり、その周知というのが、なかなか正直言いまして、特に関東以外の学生さんに関しまして、なかなか行き渡らないのが、ちょっと申しわけないなと思っておりますけども、今後、ちょっとそのあたりも検討して、もう少し何とか浸透する方法があればなということ考えております。

○村田座長 ありがとうございました。

できるだけ継続して、また拡大できるようにやっていただければなど、こう思います。
ほかに何か、皆さん方。

どうぞ、森久保委員。

- 森久保委員 去年開催された、この新たな検案確保のためのセミナー、非常に好評だったと思います。特に、これから医師になるという若手が集まる機会はなかなかないので、今後、これを何回も積み重ねることによって、そしてまた、メーリングリストを活用してだんだん広げていくことが有用です。毎回毎回、宣伝してやるということは非常に大事だと思います。東京都医師会でも、学生を対象にしていろいろな会を開催し、年々、そのリストを重ねてだんだん学生の輪が広がってきていると感じています。卒業した後も、こんなことやるよ、あんなことをやるよって毎回送っていると、やはり関心も高まりますし、彼らにとっての情報もふえてくると思います。ぜひ、そういったような形で広げていただければ非常によろしいかなと思っています。

そしてこのセミナーを監察医務院でやるということが、非常に僕は魅力があることだと思っています。皆さんはやはり興味があるわけですし、日本一の施設ですから、こういう会合をやっているとか、どういう人がいるかとかいうことも一つアピールになるかなと思います。今後も、やはり監察医務院を使うような形にさせていただくと、非常に集まりやすいのではないかと僕は感じました。

それから、せっかくこのようなセミナーをやっていますので、東京都医師会としては、岩楯先生にお願いして、都医ニュースなり都医雑誌にこの内容を載せていただき、宣伝をしたいと思っています。またこういうのがありましたら、ぜひ、北村先生、岩楯先生にご寄稿をいただいて、ドクターの方にも見ていただくような形にいただけると、宣伝になるかと思っています。

以上です。

- 村田座長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

福永委員、どうぞ。

- 福永委員 昨年度の会のときは、やはり医務院で開催して、都内の各大学の先生方が、それぞれの教室のアピールをされて、そして得意なところ、それから、どれだけ学生が集まっているかということアピールしていただいたことが、やっぱり非常によかったのではないかとこのように思います。あれが、もし医務院だけでやってたら、こんなすごい機関なんだということだけで終わってるでしょうけども、やはり各大学の先生方の経験談、それから、今現実にやっておられる研究などについても紹介されたことが、非常に学生、これから医師になっていこうとする人たちに大きな期待を与えたものだというふうに思っています。ですから、今年も、ぜひ医務院をお使ください。

- 村田座長 ありがとうございます。ぜひ、これを拡大できるよう期待します。

どうぞ、森久保委員。

○森久保委員 追加になりますが、先ほどの意見にありましたように、東京都内の大学の法医学教室の先生方のアピールの場が全くといってないんです。だから、あの場で、うちの教室はこういうことをやっているんだというような話があったというのは、非常によかったと思います。何か文書で残すとか、東京都医師会の雑誌に載せることは可能です。法医学に志を持っている方々に伝える方法があるのかなと思っています。あの場で話していただいた内容は、よく各教室の特徴が出てましたので、どういうことをやっている、うちはこういうことが強いんだとかを、ぜひ、知らせるような方法があればいいと思いました。

○村田座長 先ほどもメーリングリストというのが出てきましたけども、本当に、後を追っていかないと、尻切れトンぼになっちゃう可能性もありますので、ぜひ、参加された方々に、いろいろな情報を流してあげるとするのが大事なかなと思いますね。

それで、僕がちょっと気になったのは、今まで余りこういう言葉というか、この法医という言葉、良く使われてますか。僕は法医と言われると、法医学教室というイメージが出ちゃって、いわゆる医師の一つの職業として法医というのが、何か少々なじみがなかったものですから、違和感を覚えたんですね。というのは、僕は、公衆衛生畑で、いろいろところで公衆衛生医というのを使ってたんですけども、指摘されたことがあるんですよ。公衆衛生医というのはいないんだと、そういう言葉はないんだと。公衆衛生を担当する医師ならあるんだと、こういう細かいことを言われちゃったものだから、ちょっと法医というのは、普通に使われているんだったらいいと思うんですけども、どうですか。職種としての。

○福永委員 よく、診療関連医師のときに病理を担当するのが病理医、法医を担当するのは法医医か何か、そんなふう非常に呼びにくい感じですけど、やはり法医学を担当する医師という言葉しかないと思います。

○村田座長 わかりました。普段から使われていれば、どうって事ないんですが、僕がちょっと違和感を覚えたものですから。すみません、ありがとうございました。

そのほかの検案業務サポート研修等、あるいは最後の、今後についてで、登録検案医として求められる要件について具体的に検討していくということで、この辺について何かご意見ございませんか。

どうぞ、森久保委員。

○森久保委員 この検案業務サポート医研修会、非常に有意義だと思っています。対象が、当初は23区を除いて、多摩地区ということを中心にやっていたと思うんですが、内容は、やはり大規模災害とかというときに、誰でも検案をしなければいけないところで最低限の知識が要るということになりますと、やはり全都に知らせるような形で運営をしてもいいんじゃないかと思っています。ですから、多摩地区に限らず、検案医は、事業自体は多摩地域ですけども、この研修会の内容というのは、やはり誰もが知っていい内容ですので、全都的なドクターを対象にしていんじゃないかなと

思っています。宣伝の仕方も、全都を対象に考えられていいんじゃないかというふうに思っています。

○村田座長 ありがとうございます。そういう方向で少し検討していただいてということで。

あと、登録検案医として求められる要件というのは、具体的にはどういうふうにイメージしたらいいのかなということなんですけど。

○西塚医療安全課長 先ほどの報告書、参考資料の2の16ページ、17ページでございますが、特に17ページに今の全国的な研修体制がございます。監察医務院が行っている多摩検案医育成研修というのが一番望ましいかと思うんですけども、23区と同等の、監察医と同等の精度をお持ちになる検案医を育成するには、少なくとも、その左側にある日本医師会の基礎編の1日コース、プラス上級編の3日コースなどを義務づけをして、最終的には、その下の、長い時間かかりますが、認定医も含めて育成して資格とっていただくというところも目指して、まずはこの3日コースまでを一つの要件としてご提示できたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○村田座長 いかがでしょう、今の事務局の考え方について。

どうぞ、森久保委員。

○森久保委員 多摩検案医の質の確保ということが、重要な問題だと思います。今後、質をどういうふうに高めるかというのは大きなテーマだと思いますし、今までやられている検案医の先生方は置いておきまして、これから志す先生方の最低限の質の確保がまず重要だと思います。日本医師会でやる基礎編、上級編があります。これは同行検案も入っています。また、監察医務院で行われている研修会、それから、法医学で行うような研修会もあると思います。しかし、どれも開催回数が少ないんですよ。年1回しかないから、途中で検案医をやりたいという方々をどう救いあげるかを考えるべきです。1年待ってもらうのでいいのかという問題があると思います。今後、質の確保ということを考えるのであれば、検案医として活動するために最低限の研修会の受講が必要と考えます。医師であれば誰でも検案はできますが、多摩地域の検案医として登録していただくためには、この内容を最低限やっていただくことが必要です。開催回数が少ないことが非常に問題です。そこら辺をどうするか、今後の課題だと思います。それからまた、多摩地域は監察医制度がありませんが、この報告書にもあるように、監察医制度を全都に敷くということを最終的に狙っているわけですから、それに備えて全員に、多摩検案医の資格提示をしなければいけないと考えています。そうすることで、質の担保を確保しつつ監察医制度を敷くことを目指して、さらに進めていくことが必要だと思います。検案医育成の講習会の回数が少ないというのは、ちょっと問題かなと思います。

○村田座長 ありがとうございます。

いろいろ要件というのはあると思いますけども、今の森久保委員のご意見に従ってと

どうか、参考にして、都のほうでも十分に検討していただきたいと思います。

ほかに何かございますか、今の資料3の内容について、ご質問、ご意見。

それでは、先に進めさせていただきます。

では、引き続きまして、資料4ですね、多摩地域における専門性の高い医師による検案体制の拡充についてということで、これも事務局から説明をお願いします。

○西塚医療安全課長 それでは、議題の2の多摩地域における専門性の高い医師による検案体制の拡充について、資料4を使って説明いたします。

それでは、資料4の1番、多摩地域の検案医確保困難地域をごらんいただければと思います。表に示しております網かけした五つの市医師会、こちら、稲城市、府中市、日野市、調布市、三鷹市が、いずれも管内の医師会に検案医が登録されていないという不在地域となっております。

その下の2番、現在の取組をごらんいただきます。今申し上げた五つの不在地域、五つの市のうち、立川市につきましては、監察医務院が19年12月から巡回を行っております。日野市につきましては、慈恵医大が27年12月から施行、また28年4月から、本格的に巡回を実施しております。そして三鷹市につきましては、今年1月から一部の曜日を杏林大学さんで巡回していただいております。それぞれの検案件数・解剖件数は、表に示したとおりでございます。

右側の3番目、当面の対応でございます。①から③まで、ご提案しております。

①でございますが、不在地域で、先ほど三つの市には巡回があると申し上げましたが、残る府中市、稲城市の検案につきましては、体制が整い次第ということで開始時期はまだ未定ですけれども、慈恵医大さんに、このたびは、ちょっとお願いしたいというふうに考えております。なお、府中警察署管内の検案は、資料ありませんが、昨年度369件ありまして、持ち込みを除きますと、現行は、近隣の小金井市の50代の医師が154件、北多摩医師会の50代の医師が94件ということで、近隣の医師に頼っている現状でございます。また、稲城市を管轄する多摩中央警察署管内では、昨年度279件の検案がありまして、持ち込みを除きますと3名、多摩市医師会の80代の医師3件、同じく多摩医師会の70代の医師が98件、そして40代の医師が137件ということで、近隣医師にお願いしているという状況でございます。

②でございますが、杏林大学さんには、今年、三鷹をお願いしたところでございますが、現在、1日、曜日を限定していただいているところでございますが、引き続き曜日をふやしていただくなどの、ふえるように、関係機関の協力を求めていきたいと考えております。また、監察医務院でございますが、先ほどの報告書では、「監察医制度の全都適用までの間、立川検案を含む多摩地域の検案体制について、現状と課題を整備・検証した上で、さらなる充実に向けて検討する。」というふうに述べてございますので、こちらでも医務院の体制が整った段階、これを条件でございますが、北多摩医師会、西多摩医師会については複数の医師がいるところでございますが、こういっ

たところのバックアップ、また、困難地域について、拡大も視野に今後検討を進めていきたいと考えているところでございます。

今後についてでございます。今後も、検案医確保困難地域の解消を進めてまいります。また、23区の大学の多摩検案の参加を目指して意見交換を今後行っていく予定としております。

説明は、以上でございます。

○村田座長 ありがとうございます。

資料4について説明がありました。当面の課題と今後ということで、現在、二つの大学の先生方のご協力を得て実施してきている部分があるわけですが、さらに、それを整えていきたいと。それから、23区との問題というのがあるということで。いかがですか、皆さん方のご意見。実際、慈恵、また杏林でおやりになって、何か、どういう状況なのか、また今後も、どうなのかということ、ちょっとお話いただければいいかなと思います。いかがですか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 杏林大学の北村でございます。

先ほどご説明ありましたように、杏林大学のほうでは、三鷹署は週一回、平日のみ実施しております。今後、それを拡大することにつきましては、私ども杏林大学としては前向きに検討していますので、警視庁の方、そして東京都さんのほうで動いていただければ、いつでもこちらで協力するのはやぶさかではないということが1点。

あと、ちょっと気になったんですけれども、右のほうの当面の対応で、慈恵医大さんのことになりますけれども、80歳以上の1名の地域のみというのは、ちょっと左を見ますと、東久留米とか西東京が、もしかしたら該当してるということなんでしょうか、これで言いますと。

○西塚医療安全課長 検案医確保困難地域については、今、先ほど五つの市が不在地域ということだったんですが、おっしゃるように、80代以上で近々対応しなければいけないという地域は、ごらんの四つの医師会のところにあるということでございます。説明、ちょっと省きました。

○北村委員 一応この四つ、一応、これ慈恵医大さんのと書いているんですけれども、この四つは、一応杏林大学が法医解剖を担当していますし、地理的にも私たちのほうがバックアップさせていただいたほうがリーズナブルという気もいたしますので、ちょっとそのあたりをご検討いただければというふうに思っております。

○西塚医療安全課長 失礼しました。

○村田座長 ありがとうございます。

岩楯委員、何かありますか。

○岩楯委員 慈恵医大の岩楯です。

日野検案を1年以上ですかね、見ての感想としては、非常に高齢の方が多い地域だな

と。ですので、剖検率が23区内と同じにならないといけないというのは、必ずしもそれは当てはまらないと思いました。ただ、一方で、逆に、ほかの地域に関して見れば、医務院の先生ではない一般の警察医の先生、なれてない先生がされているのであれば、むしろ逆に医務院以上に剖検率が高くなっても本来はいいんじゃないかというふうに思っています。ここに書いてある剖検率に関しては、例えば、日野に関して言うならば、当初の警察の方の検視の段階で、もう明らかに解剖でしょうというケースに関しては、もう我々の検案を待つまでもなく、直に持ってきていただけるようにしています。恐らく残った中での剖検率という意味でのこの数字なのかなという気はいたします。ただ、それにしても、我々が解剖を必要だというふうに判断して、ご家族に説明しても、大体半数ぐらいは、半数以上かな、やっぱり解剖、ご家族はお断りになります。監察医制度の施行地域ではないので、それ以上我々も余り説得はしないんですね。我々は必要だと思うけど、ご家族のご判断ですよというのだと、大体半数以上の方はお断りになります。それについて、それでいいのか、あるいは、さっきお話があったように、監察医制度を多摩地区にも導入して、必要な解剖をもっときちんとやれるようにしたほうがいいのかというのは議論が必要なところなんじゃないかなと思います。

あと、先ほどの府中署、多摩中央署に我々の検案を拡大するという点に関しましては、我々としても、むしろぜひ進めていきたいと思っています。大学による巡回検案というふうにタイトルでは書いてありますが、今のままだと日野署のスポット検案なので、各署回って初めて巡回検案という表現が成り立つので、徐々にではあっても進めていきたい。ただ、警察医の先生の中では、それを生活の糧にしているような先生の中には恐らくいらっしゃると思うので、その先生たちを押しつけてまで行くというのは、それはそれでどうかと思いますし、我々も、じゃあ、日野でやっているみたく365日全部行けますかと言われてたら、それだけのマンパワーが、いまだ現在ないのも、それも確かなので、やっぱり状況を見ながら警察のほうと相談しながら進めていければと思っています。

以上です。

○村田座長 ありがとうございます。

何か警視庁サイドから、何かご意見というか、ございますか。

○金子委員 金子でございます。

警察側としましては、やはり専門性の高い医師による検案は本当に望ましいことでもありますので、ぜひとも拡充をしていただきたいというふうには思っております。ただ、どうしても、市と、あとは警察の管轄が若干違いますので、この府中署であれば、これはいいかと思いますが、多摩中央署の中には多摩市と稲城市がありますが、この稲城市だけやるというのは、非常に煩雑になるんじゃないかと思っています。そういうところを、ちょっと解消していかなければいけないのかなと思っています。

以上です。

○村田座長 ありがとうございます。

どうぞ、事務局。

○西塚医療安全課長 2点、岩楯先生からもお話のあった、解剖率でございますが、警視庁さんの持ち込みも、やはり積極的にやっただけでいることもあり、ほぼ、今、28年度実績については、解剖率は特別区と多摩では、今、同じというところまで来ております。

また、もう一つ困難地域につきましては、やはり、区割りは警察署単位ということで考えておりますので、体制が整い次第、稲城市というときには多摩中央署管内という形でのご依頼という単位で、また調整したいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○村田座長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。ほかに何かご意見。

森久保委員、どうぞ。

○森久保委員 この問題は非常に複雑です。ですから、どうするかというのは、すぐに解決できる問題ではないと思っています。まず、大義的に言うと、監察医制度が敷かれた後の体制を念頭に、どういうふうに現在の問題の解決を図るかを考えるのが一つの方法だと思っています。段階を踏まえるのであれば、まず、検案医の質の確保ということが必要です。先ほど出たような、検案医のための実習や講習会が必要だということ盛り込むこと。それから、今まで検案している先生方にも受けてもらうという大義ができると思っています。監察医制度の全都展開に合わせて再スタートさせるということが必要なかと思っています。では、多摩地区の検案を誰がやるかということが、また次に残っているわけです。監察医務院の先生方が、どこまで広げられるか、マンパワーの問題がありますし、今、慈恵の先生、それから杏林の先生がやっただけで広げようとしていますが、これがどこまで広げられるか。全部できるとは僕は思っておりませんので、限界があると。そこら辺の住み分けがどうなるかというのはまだ見えてないということがあります。そこで、残ったところは、やはり従来の検案をやっている先生方に質も担保して上で、監察医制度に組み込んでいただくということが将来的に必要ではないかというイメージを持っています。そのためにどうするかということが必要だと思います。現状では、多摩警察署管内では八王子市医師会等の先生方が検案に来ていただいております。従来、東京都と東京都医師会が、多摩地区の検案制度ということで提携をして多摩検案を行っています。先ほど、岩楯先生と北村先生からお話しがありましたように、それを糧にしている先生方もいらっしゃるということも、やはり考慮しなければいけないと思っています。法医学教室の先生方や監察医務院の先生方にカバーする範囲を広げていただくことと、現にやっている先生方をどういうふうに説得するかという大きな問題があります。多摩署に関しましては、たま

たま前はやってなかった先生が、ここ何年間かは八王子等の先生に検案をお願いしているところであります。慈恵の先生方に広げていただきたくことになった時には、こちらからお話をして、こういう理由だということに納得してもらえる可能性が高いとは思いますが、他のところでは、どうなっているか詳しくはわかりませんが、お一人で何百例もやっている先生方もいらっしゃるの、そこに法医学の先生が入っていけるかという、現状では難しいかもしれません。ですが、質の確保をしなければいけないということとの兼ね合いがありますので、それをどういうふうにかという、今後非常に大事な問題と考えます。

それから、監察医務院の先生方とか、あるいは法医の先生方がやられている解剖の率と、検案医としてやっている先生方の解剖率は、やはり違うんです。全部ならずと同じようになってしまうということはあるかもしれませんが、多摩地域の検案の解剖率というのは、言われているほど高くないということがあります。これはシステム上の問題点、一つは監察医制度がないから承諾解剖になりますので、半数ぐらいになってしまうということが大きなところだと思います。一部の検案医の先生方が頑張っておられて、解剖率は上がっているといった現状を考えると、尊厳ある死は、つまり、真の検案の病名を付けることですので、検案医の質の担保の確保が必要になってくるのかなと思います。なかなか難しいことだと思いますけども。

以上です。

○村田座長 ありがとうございます。

やはり、もちろん、多摩地域での監察医制度、これが本当に必要だということなどは、前々から、この会が始まる前から、そういうお話があつて、ですけども、なかなかそれが、ちょっとまだ先が見えないところが若干あるということですので。その辺も踏まえてやっていければなと思っています。

さて、23区の大学の協力関係なんですけども、28年度はアンケート調査をおやりになって、非常に協力的な大学もあれば、余り協力できないというような大学もあったと思います。何か、今年度もやるわけですね、ヒアリングといいますか。それは、どういうことを目指してといいますか、その辺ちょっと、話してください。

○西塚医療安全課長 前回、この多摩の検案体制が厳しい、また23区にある大学の法医学教室から検案医として派遣をお願いしたいことを検討しているということに付した上で、そういった説明をさせていただき意見交換の場をつくってよいかというお話をさせていただいて、東京の大学から4教室ほど意見を聞いてもいいという前向きなお話をいただいているところでございます。こういった教室の先生方に、これから、ちょっとお集まりをいただきまして、多摩の現状、また今の区割りのことも含めて、ご協力いただけるかどうかについて、ちょっと打診を今年にでも行いたいと考えております。今、その中で、何か諸条件とか、いろいろな、この日だったらとか、こういった形でなら協力できるとか、いろいろなことをインタビューをして、実現するように

調整をしていきたいと考えております。

○村田座長 ありがとうございます。どうぞ頑張ってください。よろしくお願ひしたいと思ひます。

何かほかに、資料4に基づくもので、何かご質問、ご意見ございませぬか。

それでは、ほかになければ、先に進めさせていただきます。

それでは、資料5の司法解剖・新法解剖の死因統計データへの反映についてということで、事務局より説明をしていただきます。

○西塚医療安全課長 それでは、議題の3、司法解剖・新法解剖のデータへの反映について、資料5で説明いたします。

これまで司法解剖と新法解剖で明らかにされた死因データでございますが、これまでちょっと制度のはざまということで、人口動態統計等の衛生統計に反映できてこなかったところがございます。例として、そちらの1番の表にありますが、例としてですが、他殺をごらんいただきますと、人口動態統計上は、こういう形でゼロということで計上されないと。最終的に司法解剖もしくは新法解剖で明らかになった死因が、やはりこういった人口動態統計などに反映されていないという証左としてお出ししましたが、それ以外にも不詳の死ということで検案段階で死因不明とされたものが、そのままになっている現状がございました。

右側の3番に目を移していただきますが、このたび、司法解剖・新法解剖のデータ収集をお願いをいたしまして、こちらに書きました8大学ですが、司法解剖・新法解剖を行っている、こちらの法医学教室に対して死因統計のデータ収集の協力をお願いをしたところがございます。

4番目にあるように、収集したデータは、ごらんとおりでございます。

5番ですけれども、死因統計の収集、こちらは、平成28年の死亡統計になりますが、この死因統計の収集に協力をいただいた六大学の実績でございます。28年のデータを、このたび東京都の衛生統計へ反映を終了いたしましたので、ご報告いたします。

こちらの六大学のところの司法解剖・新法解剖がありますように、司法解剖の203件、新法解剖の481件につきましては、これまで不詳という形で統計で反映してこなかったところがございますが、ちょっと、きょう、データ、まだお示しできておりませんが、最新の東京都の衛生統計には、先ほどの他殺ですけれども、8件ということが、今回計上されるところでございます。そのほか、不詳の死も少し減って、少しでもきちんとした死因がついて、正しい衛生統計になるということが期待されております。

今後でございますが、29年分も死因データの統一を図ってまいります。また、国の基幹統計である人口動態統計、先ほどは東京都の統計に反映したと申し上げましたが、こちらの基幹統計への反映も目指しまして、引き続き厚生労働省と協議を重ねてまいりたいと思っております。

説明は、以上でございます。

○村田座長 ありがとうございます。

何か、ただいまの事務局の報告。

どうぞ、森久保委員、どうぞ。

○森久保委員 この5番の各大学の司法解剖・新法解剖数ということで、大学に問い合わせしていますが、管轄の警察のところから都に上がらないんですか。こういう情報というのは。どうなんでしょう、いわゆる署長解剖が何件ありましたとか、司法解剖に何件回ったというのは都に上がらないんですか。今お話しは大学のほうから出てるデータですけども全体をとらえている正確なデータなのかよくわかりません。

○金子委員 警察では、確かに件数ということであればお答えしてもいいかもしれませんが。その後の捜査活動、例えば死因とか、そういう話は、できないのではと思います。

○森久保委員 解剖数だけでもわかれば、もう少し正確になるのかなと思ったものですか。死因までは抜きにしましても、昨年度は司法解剖何件あり、新法解剖、署長解剖は何件ありましたとかいうのが上がれば、もっと数がしっかりするのかなと思ったものですから、質問させていただきました。

○村田座長 事務局、どうぞ。

○西塚医療安全課長 補足で。

今、警視庁さんに、各大学から警視庁さんに統計、月ごとだったと思いますけど、月ごととか、何分割かで統計をとっている様式を、ほぼそのまま使えるような形にして、福祉保健局にお送りいただく形を今とっております。ですから、基本的にはデータの内容についてはほぼほぼ同じ情報をいただいていると。ちょっと制度のことで、警視庁さんのデータをそのまま警視庁さんからもらうというところには、ちょっとハードルが高うございましたので、そこのところは余り、現行の大学さんのご協力で2カ所に送っていただくというお手間で、今実施できているということです。

○森久保委員 そんなにハードル高いですかね。統計で生かすということだから、ぜひ、そんなこと言わずにやっていただいたらいいかと思っておりますけども。

そして、あと、協力していただけてないところというのが落ちているわけですから、統計として非常に片手落ちですよ。こういうのは、やっぱりしっかりした数字がないと物が言えないと思いますので、ぜひ、それは警視庁さんにも協力いただけていいのではないかと思います。

○村田座長 5番の表が二つありますね。左側は回答のあった大学のみ記載、右側の参考というのは、これもやっぱり平成28年度分ですか。

○西塚医療安全課長 はい。28年で、ちょっと全く数は一緒にはならないんですけども。

○村田座長 回答のなかったところが一部漏れていると。

○西塚医療安全課長 警視庁さんからいただいた数字ですので、本来であれば、これが全部ほかの大学からも来ればいいと思うんですけども、特に司法解剖のデータをよこし

ていいのかというのに、ちょっと大学さんのほうで少し戸惑われているところもありまして、そこについては昨年も警視庁さんのほうから検察庁とお問い合わせをさせていただいたりとかして、それは大丈夫だということをお伝えして、今説得もしていますので、また、引き続き説得をしてまいります。

○村田座長 どうぞ、福永委員。

○福永委員 以前は、23区内で検案したデータが各大学で司法解剖になっても、その結果については全てお聞きをして、医務院の死因統計に入れていたんです。ところが、司法解剖のデータを出して、捜査上の秘密もあるというようなことから、大学で行った解剖についての死体検案書の収集をしなくなって、もう20年ぐらいになってくるわけですが、これが日本の死因統計にすごく影響を与えるということを訴え続けて、ようやく一部の大学を除いてデータを還元いただくようになったわけです。それはなぜかといいますと、医務院で行政解剖になった事例であっても、全て最初に届け出られる死因は不詳あるいは病死の疑いというふうに書いてありまして、そして、その後の死因統計に入ってくる検案書の書きかえというのは、福祉保健局から厚生労働省に新しく死因のついた検案書を貸し出して、そして厚生労働省のほうで全部死因を書きかえていただいていたんです。各大学で司法解剖した結果については、本来であれば、その家族が届け出た役所に死体検案書記載事項訂正願というものを出して、戸籍係から、もう一度保健所に行き、保健所の所長が、その訂正が正しいかどうかを審査をして、そして、それが認められたときに法務局の原本が書きかえられるという手続をしなければいけないんですが、各大学で司法解剖をやるたびに、それを1例1例できないというようなこともあって、少なくとも東京都の衛生統計だけは変えていこうというふうに努力しておる、そういうところでございます。少し、28年度は一步前進というところですよ。

○森久保委員 そこら辺は全く素人ですけど、もっと生かせないでしょうか。統計を、これだけ、そんな病名までどうのこうのということではなければ、ぜひ、考えていただければと思います。

○村田座長 やはり統計というのは、もちろん正確でなきゃいけないわけですし、やっぱり、いろいろ統計を使い、それをもとにして、政策などもとられているわけですから、抜け落ちているというのが、やっぱり一番問題かなという。落ちてるといえるのは、あとから上がってればいいんでしょうけど、何らかの形で。ただ、正確でなければ、困るわけですけど、落ちてるといえるのは、やっぱり問題だなと。その辺を整理していただいて、スムーズにいけるように考えてもらいたいと思います。それぞれの守備範囲とか、そういうのもあるでしょうけれど、これも、国のほうの問題も若干あるのかなという気がいたしますね。

そういう意味で、よろしく願いいたします。

森久保委員、何か。

○森久保委員 今、国のほうの、厚労省のほうで何かないんですか、そこら辺のご意見と
いうのは。

○厚生労働省医政局医事課 江崎主査 確かにおっしゃるように、死体検案書、死亡診断
書に書いている死亡の原因というのは、国の医療施策を決める非常に重要なもので
すので、検案解剖前の検案書は全て不詳というふうに書かれて、それが全て不詳として
計上されてしまうというのは、これはよくないことです。ですので、死亡診断書のマ
ニュアルのほうにも、変更があった場合は、速やかに市区町村の窓口のほうに届け出
てくださいというふうには記載してございますけれども、こういったところを、もう
一度しっかり統計部局とも検討していきたいというふうに思っております。

○村田座長 ありがとうございます。

何か市町村のところまでおりていくというのは、なかなか難しいかなというような気
もいたしますけども、国のほうでもいろいろと考えていただいて、正確な統計データ
を得られるようにしていただきたいと、こう思います。

そのほか何か、ご意見等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次に、4番、報告事項ということで、これは参考資料1で説明ということ
ですね。お願いします。

○西塚医療安全課長 それでは、ただいま議題に上がりました、災害時の検視・検案等活
動マニュアルの策定についてご説明、ご報告させていただきます。

こちらのマニュアルは、過去の本会議において既に素案についてご意見をいただい
たところでございますが、このたび、平成29年7月24日開催の東京都災害医療
審議会において正式に承認されましたので、そのご報告です。

この概要版でございますが、マニュアルでございますが、ご承知のとおり、震度6弱
以上の地震などの大規模災害が発生し、かつ多数の死者が発生した場合に、地域防災
計画に基づき、関係機関が検視・検案等を迅速に行うための活動指針でございます。
平成9年に第1版が策定されまして、今回は二度目の改定となります。

簡単にご説明いたします。

初めに、共通指針の構成というところで真ん中に書いてあります。第1章の検視・検
案活動の概要。第2章の遺体の捜索・収容等。第3章、検視・検案業務。そして第4
章の遺体の火葬等の構成については、これまでと変わりがございません。

資料の下の検視・検案・身元確認等に関する各機関の活動内容でございますが、2点
捕捉します。福祉保健局に、日本法医学会、東京都医師会に対する応援要請を追加を
したところでございます。また、監察医務院には、先ほどもお話がありましたが、2
3区だけではなくて、全都で災害があったときには監察医務院が検案班を編成し、派
遣するというところで、全都で活躍するという点について、引き続き明記をしてお
ります。

次に、資料の右で、主な改訂内容だけご説明させていただきます。

こちらは、東日本大震災を教訓にいたしまして、今、申し上げたとおり、検案医不足の場合、福祉保健局もしくは監察医務院が医師会、法医学会などに速やかに検案の応援を要請できるように内容を追加しております。また、監察医、検視官の負担軽減として、別々の様式になっております死体検案書と検案調書を災害時には統一様式にし、カーボン複写式を導入するという変更をしております。また、遺体収容所の備品にホワイトボードを追加いたしまして、警察、区市町村の情報伝達を迅速化する改定を行いました。また、都内で火葬が困難となった場合、福祉保健局長が速やかに近隣県へ対し、広域での火葬実施について依頼できるように、諸規定、依頼書等を定めるところでございます。こちらについて、本編につきましては、福祉保健局のホームページで公開しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上、雑駁でございますが、ご説明とさせていただきます。

以上です。

○村田座長 ありがとうございます。

参考資料、災害時における検視・検案活動等に関する共通指針ということで、概要を説明していただきました。

何か質問等ございますか。

具体的には、こういう問題、災害が起こったときの問題ですけど、やっぱり相当訓練といますか、対応を事前に確認しておかないと、災害が起こってから、これを開いてもしょうがない話であって、そういうようなことで、何か訓練的なことは行われたんですか。あるいは行う予定があるんですか。

福永委員、どうぞ。

○福永委員 もともと、この改定する前のマニュアルが平成9年にでき上がっておりまして、それほど大きな改定ではないわけですね。一番大きく変わっているのは、書式と、あと火葬が広域で、近隣のところにも依頼されるというのが非常に大きいんですけども、やはりこれは、平成9年のものが阪神大震災を教訓にしてできたということで、それに基づいて、毎年9月1日前後、警視庁と、それから監察医務院、それから都の医師会が中心になって、検視・検案の訓練を毎年やってますので、それが、やはり基本になっておりますので、やはり、これは全国のどの道府県から見ても非常にうらやましがられるぐらい充実したような訓練であるというふうに思います。

それから、今までは監察医務院だけが中心になってやるということですけども、東京都の場合、今まで直下型地震の経験がないので、今まで大規模な列車の転覆事故とか、飛行機が落ちたようなことはありましたけど、監察医務院が機能しなかったらどうするかということまで考えて、法医学会や医師会に協力を要請するということが記載されてますので、非常に充実したものに少しずつ変わりつつあるんじゃないかなというふうに思います。東京都の医師会のほうで、東京JMAT研修会というのを1年に3回開催しておるんですが、ほかの災害救急のところでは救急医療の研修だけをやって

いるんですが、東京都の場合だけは、もし医務院が動かなかつたら一般の医師会の医師も検案しなければいけないということで、検案の研修も行っておりますので、ぜひ、北村先生、今年のセミナーのときには参考にさせていただいたらというふうに思います。

○村田座長 本当に、大勢の方々のご協力がなければ、これはできないことだと思いますので、ぜひその辺、連携もとりながら対応できるように、ぜひしていただきたいと思います。

ほかに、皆様方、何かご意見、ご質問ございませんか。

○福永委員 先ほど岩楯先生が剖検率のことを言われてましたけど、私は、剖検率は、そんなにこだわるべきものじゃないんじゃないかと思います。やはり、検案の対象によって、若い人たちが続くときもあれば、病歴のあるお年寄りのあることもありますし、押しなべてみれば、この多摩地区の解剖率というのは、平成19年に監察医務院が立川に行くといったときに、警視庁の努力で随分全般的に上がりました。でも、これは、警視庁の努力で解剖になりそうなケースを警視庁が慈恵や杏林に搬送することによって剖検率が今まで上がってきたという経緯があります。

それから、できるだけ専門家によって検案するという体制をつくりたいんですが、これを一時的でもできるから始めるというんじゃないかと思いません。やはり恒久的に長く続けることができ安定して、その検案のサービスを、その地域の方に提供できるというものを、やっぱり考えていかなければいけないと思います。人が一人いなくなったからできないとか、そういうことではなしに、やはり、いかに確固たる体制をつくって、その地域の検案を維持していくか。そして、それを検案してわからなかったときの解剖の受け入れ態勢をいかにしっかりするかということが非常に大事になるんじゃないかと思います。監察医務院は、一番最初に立川に行くんじゃないかと思いません。町田や八王子に行きたかった。なぜかという、人を一人派遣したら年間1,000件は見れる。でも、今、立川で年間350件で甘んじておるのは、23区の応援にも行けるということで何とかつながっておるわけです。もし医務院が人口100万人規模のところへずっと1日一人派遣することをしようと思うと、もう一人、1日一人の定員が要ります。そして、それを1年間続けてコンスタントにやろうと思ったら、どうしても1班増やすためには3人の監察医が必要になる。監察医だけではなくて、補佐の人員も必要になる。これは、各大学の先生方が巡回検案をする。3カ所を回るとなると、1日拘束されるわけですが、必ず1日一人とられていくわけです。そのためには、365日、その人が専属になれませんので、やはり3人必要になってくるというようなことがありますから、ぜひ、学生さんを集めるセミナーを充実させて、医者になってから少なくとも5年は一人前にするのに時間がかかりますので、それでどんどん増やして行って、長期的な目で都の検案体制の充実というものをつくっていかなければいけないんじゃないかと思います。

○村田座長 ありがとうございます。

いろいろと今後に対して、どういう体制をつくっていくかということで非常に大事だと思いますので、これはもう、何も監察医務院だけではなくて、都庁そのもの、また、大学側も、あるいは警視庁サイドも十分協力体制を整えられるようにしていただきたいと思います。

きょうは、最初の資料のときに、セミナーで学生さんが、非常に多くの方々が集まっていたいただいて、法医を担当するドクターとして関心を示しているという、非常に心強い気がいたしました。これをぜひ、続けていって、そういった方々を多くしていただければなど、こう思います。

角田委員、どうぞ。

○角田委員 東京都医師会、副会長の角田でございます。

東京都医師会としての対応は、担当の森久保理事からお話があって、ちょっと2点だけお伺いとお願いとどうか、したいことがありまして、一つは、資料5のほうの、各大学にお願いしているアンケートですけど、具体的に二つ、女子医科大学と帝京が、多分、お答えになってないというふうに読み取ります。ぜひ、今の、ハードル高いのかもしれませんが、ほかの大学が、こういったことでしっかりと協力していただいているということをお伝えいただいて、ぜひ8大学全部に、このアンケートをご理解いただければと思っております。

もう一つ、そもそも論になるかもしれませんが、その前、資料4も含めまして、今、福永委員からのお話ありましたけど、基本的には、この報告書もそうですし、私ども東京都医師会としても、ぜひ監察医務制度の全都的展開というのを最終的な目標として、やはり政令を改正しなきゃいけないという、大変ハードルがあると思うんですね。これにつきましては、都のほうからもしっかりとした要求といいますか、していただいていますし、また、森久保理事を含めて、市長会のほうからの動きもあります。一つは、やはり、今後のスケジュールといいますか、本当にそれが実現しそうなのか。つまり、これは、例えば資料4の3ですと、当面の対応ということで、最終的なものまで行く手前の対応としての、今より少しでもいいものをと考えているわけですが、はっきり言って実現ができるかどうかみたいなものは、明言は難しいのかもしれませんが、今後の見通しにつきましてはお伺いしておきます。

○西塚医療安全課長 今、角田委員から、今後の全都適用までの、また全都適用をゴールとした道筋についてお尋ねをいただきました。東京都といたしましても、報告書にあるように、当面行っていく、その後、全都展開までに整えておくこと、全都展開してから整備をするものという3段階に分けて、今、当面のところを、今問題になっているところを埋めていくということをやっているところでございますが、その次を、今視野に入れていまして、今、一人もしくは複数いるところにも、こういった形で医務院さんの体制が整い次第、また大学の体制が整い次第、少しずつ展開をしていって、今の登録検案医さんも一定の基準を満たした先生方と、こういった巡回で多摩全体を

覆えるような形は、目指して、今、その青写真を示したところでございます。そのときに政令が、それに間に合う、どっちが先なのかというふうにも考えておりました、当然、それによって検案医の先生の身分だとか、解剖の法的な位置づけが変わるんですけども、政令が施行されるか否かにかかわらず、専門性の高い検案・解剖体制が全都的に整うということについては、もう今動き出しているということで理解しておりますので、きょうは、その青写真を示したに過ぎませんが、また23区の先生方の働きかけも含めて今進めていっているところでございますので、ちょっと何年というのは、なかなか難しいところなんです、ご理解いただければと。

○村田座長 ありがとうございます。

よろしゅうございますね。

ほかに何か、全体を通して何かご意見等ございましたら。

どうぞ、岩楯委員。

○岩楯委員 この会議の名称は東京都死因究明推進協議会という名称でありますけれども、今までの話の大部分は、多摩地区の話になっております。23区内には監察医務院があつて、監察医務院は23区内の死因究明という意味では非常に効果が上がっていると思いますし、さっきお話があつたような、確かに日本一の機関であるとは思いますが、思いますけれども、これまでのというか、去年までもそうですよね、この会議の立ち位置として、23区内は医務院があるから何の問題もないと、多摩地区だけが問題であるかのような捉えられ方というのは、それはおかしいと思います。23区内には23区内の、やっぱりいいところもあるし問題点もある。多摩地区には多摩地区の、やっぱりいいところもあるし問題点もある。ただし、今現在として、こういう多摩地区に問題点があるから、これを中心に議論しましょうというのであれば、それはむしろ多摩地区で仕事をしている者からすれば、むしろありがたいことなのかなとも思うんですけども、最初の会議ですので、最初の立ち位置として23区内だけ何の問題もなく多摩地区は多摩格差なんだよという、そういうふうな捉えられ方というのは、それはおかしいと思います。その点だけ。

○村田座長 じゃあ、福永委員どうぞ。

○福永委員 この、東京都死因究明推進協議会というのは、もともとのあり方検討委員会から発展して、こういう名称に変わったわけですけども、その前のあり方検討委員会のときは、先生も委員でいらっしゃったから、そのときに一番最初に検討したのは、23区の問題。23区の問題、今の医務院の問題も検討していただいて、そして多摩地区での、今までの各大学のご苦労、それから、これから先のことも踏まえてやってきていますので、これは決して多摩格差を論じてる会議ではなくて、東京都全体で、やはり進めていこうという会議だと思います。これは、きょうは内閣府の方も来ておられますから、しっかりとそこは押さえておいていただかないと困ると思うんですけども、

○村田座長 ありがとうございます。

事務局から、どうぞ。

○西塚医療安全課長 ご意見ありがとうございます。本当に、そういったプレゼンができておりませんでした。報告書にあるとおり、今、専門性の確保、また困難地域の解消というのは、多摩におけるということなんです。きょうの報告書の8ページ、9ページ、それと同列に、23区においても、検案・解剖数の増加への対応、また人材育成・研修への充実、新たな検査機器の活用ということで、きょうは、この死因統計などの統合だとか、また災害対応などのところでの人材育成、研修の充実というところも含めてお話ししたつもりなんです。今度はちゃんと、全都的な問題解決というのがわかるような資料づくりをしていきたいと思っていますので、またどうぞ、ご意見よろしく願いいたします。

○村田座長 どうもありがとうございました。

岩楯委員も、最初から参加されていらっしやって、この会の前身から、当面の課題というふうなことで、それを解消したいというようなことがあったものですから、ちょっと多摩地域に目が行っちゃったわけですけども、東京都全体、特に大学などは23区のほうに多いわけですから、その辺の協力をぜひ得なければと。この協力も、何も多摩地域の問題ではなくて、東京都全体としての協力をいただくというようなことが必要かなと思っています。

それでは、今後の日程等もあると思いますので、ちょっと事務局から、その辺も踏まえてお話ししてください。

○西塚医療安全課長 それでは、今後でございます。

まず初めにですが、本日、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本日のご意見を踏まえまして、例えば検案医確保、また検案業務サポート事業については、また31年度以降も、さらに充実するよう、また継続するように動いていきたいと思っております。

また、登録検案医としての要件、また、きょうのご意見を踏まえまして、具体化、また制度設計に入りたいと思っております。

また、多摩地域の専門医による検案体制の拡充についても、慈恵医大さん、杏林大学さん、監察医務院さんのエリアの拡大や曜日の拡大についても、具体的な、またご提案また個別の交渉、調整をさせていただきたいと思っております。

また、23区の大学にもヒアリングを行って、また諸問題については、またこの会でお話ししたいと思っております。司法解剖・新法解剖については、六大学のほかの、あと2大学についても、粘り強く交渉してまいります。

次回の協議会でございますが、すみません、まだ時期は決まっておりませんので、時期が近づきましたら、また連絡を申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今後については、以上でございます。

○村田座長 何か皆様方から、最後に何かご意見等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の、この協議会、いろいろご発言いただきましてありがとうございました。また、次回に、いろいろ事業の発展が進んでいるということをご提示いただければ、この協議会の存在意義も出てくるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、きょうはこれで、この会議を終わりにしたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

(午後 3時25分 閉会)